

平成 23 年度 第 4 回 社会福祉審議会障害者福祉専門分科会

( 第 3 回障害者計画等策定合同審議会 ) 議事要旨

日 時	平成 2 4 年 2 月 2 日 ( 木 ) 1 5 時 ~ 1 6 時 3 0 分
場 所	東大阪市役所 1 階多目的ホール
出席者	<p>( 専門分科会 )</p> <p>松端委員 ( 会長 ) ・ 勝山委員 ・ 坂本委員 ・ 田中委員 ・ 宮田委員 ( 東大阪市自立支援協議会委員 )</p> <p>岡井委員 ・ 楠委員 ・ 高橋委員 ・ 高見委員 ・ 地村委員 ( 東大阪市こころの健康推進連絡協議会委員 )</p> <p>安藤委員 ・ 高取委員 ・ 辻本委員 ( 東大阪市障害福祉計画策定懇話会公募委員 )</p> <p>畑阪委員 ・ 檜尾委員 ・ 六田委員 ( 事務局 )</p> <p>障害者支援室 : 橋本 ・ 高橋 ・ 竹山 ・ 山瀬 ・ 村田 ・ 脇本 福祉企画課 : 大引 子育て支援課 : 手嶋 健康づくり課 : 高品</p>
議 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 3 期東大阪市障害福祉計画素案のパブリックコメントに寄せられた意見と市の考え方について</li> <li>・ 第 3 期東大阪市障害福祉計画 ( 案 )</li> </ul>
議事要旨	<p>事務局 開会の言葉</p> <p>1 . 案件 ( 1 ) 第 3 期東大阪市障害福祉計画素案のパブリックコメントに寄せられた意見と市の考え方について</p> <p>事務局説明 市の H P や市政情報コーナー、障害者支援室、福祉事務所、保健センターなどで 12 月 8 日 ~ 12 月 29 日まで素案を公開、意見の募集を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 12 月 12 日、13 日、15 日の 3 日間は、東公民館、市民会館、本庁舎で市民説明会を開催した。</li> <li>・ 意見としては、市町村虐待防止センターの設置について、訪問入浴サービスの同性介助について、グループホーム・ケアホーム ( G H ・ C H ) の目標数値について意見をいただいた。</li> <li>・ 後述する計画素案の中でどのように反映したかを報告したい。</li> </ul>

会長

市町村虐待防止センターは設置するというよりは、その機能をシステム化していくということです。虐待防止センターを含めたシステムの整備に向けて市として考えていくということです。

委員

虐待防止センターについては、もう少し中身を描けないのでしょうか。障害者支援室として構想があるのではないのでしょうか。

事務局

虐待防止センターについて具体的な検討はこれからです。虐待防止法の施行に向けて予算要求をしている段階です。虐待防止センターについては委託も可能であるということですが、委託先はまだ決まっていません。全面的に委託するというのではなく、虐待防止センターと行政機関が連携して取り組まねばならないと考えています。

会長

委託の方向で検討されているということですね。専門性の高い機関へ委託を考えていくということですから、相談支援体制との兼ね合いをもう少し丁寧に表現していただいたら良いのだと思います。

## (2) 第3期東大阪市障害福祉計画(案)について

事務局

- 資料「第3期東大阪市障害福祉計画(案)」説明 -

- ・ 11月の審議会を経て、数値の修正や庁内からの意見を取りまとめた。変更箇所のみ説明する。
- ・ P25、サービス利用計画について、元々セルフマネジメントが基本であったことを含めた方が良いという意見をいただいたので、「もともとセルフマネジメントが基本であったこと、また対象者が地域生活へ移行するため集中的な支援を必要とする者、単身で生活している者で自ら福祉サービスの利用に関する調整を行うことが困難であり計画的な利用の支援を必要とする者など対象者が制限されていることなどが考えられます。」とした。
- ・ P29、基本理念に「発達障害」をどのように挿入するか検討を続けた。障害者自立支援法に基づく障害者の定義の中で描くために、「障害の種別や年齢に関係なく・・・」とした。この基本理念の説明文として「各種制度の施行とともに、身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児、法改正で対象となった発達障害児者に対し、そのサービスの格差と違い・・・」という文言にして発達障害を表した。
- ・ P34、短期入所(ショートステイ)について、精神障害者が知的障害者の施

設を利用している場合がある。しかし実際には障害特性の違いから一緒に過ごすことが難しい現状がある。そこで「また精神障害者が利用できる短期入所施設が少なく、利用実績が一桁にとどまっています。」という課題認識を示した。

- ・ P36、訪問系サービスの合計に身体障害者の同行援護の数が含まれてなかったため訂正した。
- ・ P41、障害児施設の18歳以上の入所者は見込量に含めないという国からの指導で、知的障害者の生活介護の見込量をそれぞれ10人、200日ずつ減らした。
- ・ P43、就労移行支援について、「なお、障害者総合福祉法における制度改正などにも注意しながら、有期による事業所運営の難しさや離職者の一般就労への再チャレンジを実現しにくい現状について新たなサービス体系の中で問題が改善するように府や国へ要望していきます。」に変更し文言を分かりやすくした。
- ・ P44にあった「児童デイサービス」や「タイムケア」は新たにp66～「7. 障害児の支援サービスについて」の中に掲載した。
- ・ パブコメではGHの見込量が低いのではないかという意見があがっていた。事業者ヒアリングの結果を勘案しながら数値を設定した。GH・CHの経営は厳しいと聞いている。自立支援協議会でも議論しており、数値はこのような値であるが、拡充するための機会を設けて方策を検討していきたい。
- ・ P49、就労する上で、定着支援に関する課題が書かれていないという指摘をいただいたので、「きめ細かい定着支援、離職者支援とそのための人材確保などが引き続き本市の課題としてあります。」という文言を追加した。また「ジョブガイダンス(就労準備講座)や関係機関との連携、就労支援講演会の開催などの取り組みを図ってきました。」を追加した。
- ・ P50、工賃の目標額を追加した。
- ・ P55、相談支援事業に基幹相談支援センターの項目を設定した。成年後見制度利用支援事業の実利用見込者数を新たに示した。
- ・ P57、成年後見制度については、法定の必須事業となる前から本市では実施してきた。現在は市長申立以外の親族申立はこの事業の対象となっていないので、「今後事業の拡充を検討します。」という文章を追加した。
- ・ P58、成年後見制度等による権利擁護について、日常生活自立支援事業が抜けていたので追加した。
- ・ P65、パブコメでいただいた意見を反映し、訪問入浴サービスでは「なお同性介助ができるように努めます。」という文言を追加した。
- ・ P66、「7. 障害児の支援サービス」は、現行の障害者自立支援法以外のサ

ービスも勘案して見込量を算出した。

- ・ P70、第3期計画の計画期間中である平成25年8月までに「障害者総合福祉法（仮称）」の制定がめざされていることを踏まえ、制度上の問題については国や大阪府に引き続き改善策を求めていくこととしている。

会長

11月の会議終了後、パブリックコメントを実施しました。パブコメの前には文言の修正や庁内検討も行ったということです。第3期東大阪市障害福祉計画骨子（案）について、何かご質問はありませんか。

委員

これまでの審議会の意見をもとに計画の内容が向上していると感じます。重度障害者の在宅生活は本当に大変です。介護する家族は24時間心が安まる時がありません。特に施設から在宅へと移行された患者は65歳以上になると介護保険制度が原則優先されてしまいます。良い計画を作っていただいているので、出来るだけ拡大解釈して在宅生活を支えるサービスの充実を図っていただきたいと思います。また、補装具の吸入器は健常者であれば十分な支給額だと思いますが、重度の場合は寝たきりであり、倍の費用がかかります。補装具には限度額があり考慮していただければと思います。

事務局

p34に「また、介護保険対象年齢に達すると介護保険優先の原則によって、介護保険対象年齢以前のサービス水準を確保しにくくなる場合が見受けられます。」という文言を入れさせてもらいました。自立支援協議会の部会でも介護保険優先の問題は課題となっていて、国にも要望しているのですが、なかなか制度としては実現していません。

委員

見込量と数値目標の違いがあるのだと思います。見込量は実態に即したものになっていますが、サービスの数値目標が必要なのだと思います。GHについても事業者は物件確保が大変で、なかなか数を増やせません。確かに大変な状況にあるので見込量は以前より減るのかもしれませんが、数値目標であればもっと多くの数字を出していくことができると思います。国や府ではインクルージョンや地域移行といった理念が掲げられています。就労については定着支援の具体策が示されていないと思います。もう少し具体的なところも盛り込めないのでしょうか。

会長

計画であれば目標値が必要だということです。見込量は過去の実績に縛られていますので、どのようなポリシーを持っているのかが見えにくいのだと思います。見込量としてはGH、CHの目標値をプラスで掲げてほしいということ

ですね。

事務局

国の考え方に沿って見込量を掲げているところもあります。一般就労の目標値も国や府の指導に縛られています。

会長

障害者自立支援法の中に縛られていて、そして国や府の考え方に大枠が縛られています。法自体が廃止と言われているので考え方については抜本改正の時にまとめて検討した方が良いでしょうね。

見込量についてはその確保策の中に、もっと積極的にサービスを進めるということを示したらどうでしょうか。東大阪市だけ別の形態を取ると計画を策定しにくいので、方針として見込量を上回るように促進するような文言が必要だと思います。

委員

就労について、「仕事をしろ。」と追い詰めるのはだめです。社会自体が生きにくくなっています。社会全体で働き方を考え直さなければなりません。

委員

まず、支援ワーカーを増やすことが大切です。ピアカウンセリング等コーディネートする支援も必要です。市内には若者サポートセンターがあり、ひきこもりの方の拠点作り、居場所作りが進められています。利用者の費用負担を少なくして大変な思いをされながら運営されています。そのような現場の努力だけではなくて、例えば箕面市ではユニークな雇用方法を事業として実施していますし、そのような事業の小型版でもできないのでしょうか。

会長

計画の中にもう少し大きなビジョンが入っても良いのでしょうか。今の素案では着実に粛々と進めていくような印象を受けますね。

委員

「相談の充実」のところにサービス利用計画については、障害の立場が少しでも充実していくことなどを書いてはいかがですか。これからは相談支援と一緒にケアプランを作成することになります。現状では供給基盤との兼ね合いで使えるサービスの限度というものもあります。実際には供給の限度もふまえて、現実的に決定していくこともあり得ます。実際に年々サービスが増えていると思います。

委員

地域主権の中で市町村の役割が増大しています。市が夢のある計画を策定することもできると思います。今すぐではないとしても、市としてできることを少しでもやっていくという姿勢を示してほしい。

会長

間違いなく市に権限が下りてくるので、例えば、自立支援協議会の中で困難な事例をさらに丁寧に対応するとか、相談支援体制の連携を図ることが必要になると思います。介護保険自体も大きな変更が予定されています。制度上は難しくても運用面では介護保険と障害福祉が連携できると思います。

委員

精神障害の短期入所が3人 4人 5人という見込みなのは仕方がないかなと思っています。しかし、「短期入所の充実」では精神障害に対する方策が見えにくいと思います。精神障害の方にとっては地域生活への定着という意味合いで短期入所が必要だと思います。地域移行・地域定着部会、こころの健康推進連絡協議会でも取り組んできた経緯を含んでもらえたらと思います。

会長

「精神障害者においては短期入所が利用できないと入院せざるを得なくなりますので、自立支援協議会など様々な機会を通じて検討していきます。」というような文章を入れて、ただちにはできないとしても市として何とかしようとしていることを示してはどうですか。

委員

ピア活動を促進させていくという面では断酒会もあると思います。断酒会では事務局の場や会場の確保が難しくなっています。ピア活動を支えていくような文章があれば良いと思います。

委員

p53に「ジョブねっと」を掲載していただいています。運営が厳しくなっています。就労支援ネットワークや就業・生活支援センターと話し合っていく予定で、今月末には方向性を示せると思います。

p58には「児童虐待への対応」が書かれています。本市では先日悲しい事件がおきました。精神疾患や精神障害がある方で子育てが孤立化している方がいます。児童福祉の分野と連携してかねばならないのですが、現実にはなかなか難しくなっています。要保護家庭に認定されないと要保護児童対策連携協会での話し合いは終わってしまいます。虐待やごみ屋敷になる前にサポートすることが大切なのだと思います。

会長

「精神障害と児童福祉分野との連携、精神障害のある方の子育て支援についても重要な検討課題である。」という文言が必要ですね。

その他いかがでしょうか。本日は思っていたよりも多くの意見をいただきました。大卒のところを示してほしいという意見をいただいています。大卒については、障害者自立支援法の見直しや障害者プランの見直しの際に今日いた

いた意見を反映してほしいと思います。

それでは本日の会議を終了させていただきます。

今回で合同審議会は終了となりますが、社福審にて再度計画が諮られることとなります。

3 . 閉会